

改正消費税個別相談会

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されました。

この改正により、新たに課税事業者となられる方々がおられます。又、本則課税が義務付けられる事業者もあります。

そこで、当所では消費税改正の正しい知識を習得していただくよう、下記要領で個別相談会を開催いたしますので、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

消費税の新しいルール

- ◎ 課税事業者は
「課税売上3000万円超⇒1000万円超」
- ◎ 簡易課税を選択できる事業者は
「2億円以下⇒5000万円以下」

(個人の場合)

平成16年分の課税売上高が1000万円を超えると平成18年分は、消費税の課税事業者になります。

- ➔ 第1回

日	時	1月22日(月)	13:30~16:30
場	所	大田商工会館	2階会議室
講	師	中国税理士会	石見大田支部税理士
- ➔ 第2回

日	時	1月23日(火)	13:30~16:30
場	所	大田商工会館	2階会議室
講	師	中国税理士会	石見大田支部税理士
- ➔ 第3回

日	時	1月24日(水)	13:30~16:30
場	所	大田商工会館	2階会議室
講	師	中国税理士会	石見大田支部税理士

相談料 無 料

主催 大田商工会議所

お申込み・問合せ TEL 82-0765 FAX 82-2993

後援 石見大田青色申告会連合会・(社)石見大田法人会・石見大田間税会

※ 個別相談の為、事前に電話・FAXで日時をご予約下さい。

切り取らず、そのまま FAXして下さい

改正消費税個別相談会 参加申込書

講習会参加希望日	22日(月)・23日(火)・24(水) (ご希望の日を○してください)	希望時間(30分区切り)
事業所名		参加者名
住 所		TEL